

第2回雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会 議事概要

1. 日 時 : 平成29年12月4日(月) 13:30~14:30

2. 場 所 : 島根県雲南合同庁舎 501会議室

3. 出 席 者

(協議会委員)

雲南市 : 雲南市長
奥出雲町 : 奥出雲町長
飯南町 : 飯南町長
国土交通省 : 出雲河川事務所長
気象庁 : 松江地方气象台長
島根県 : 雲南県土整備事務所長
仁多土木事業所長

(オブザーバー)

国土交通省 : 中国地方整備局河川部
島根県 : 土木部河川課

4. 協議会構成員、オブザーバー 挨拶

5. 議事

- 1) 「雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会規約」の改正について
- 2) 「雲南圏域県管理河川に関する減災に向けた地域の取組方針(案)」について
 - (1) 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画について
 - (2) 地域の取組方針(案)について

6. 議事結果

規約改正(案)、地域の取組方針(案)について協議会構成員の賛同を頂いた。

8. 意見交換概要

【飯南町長】

ハザードマップの改良・周知については、各市町の取組と捉え、協議会は全体のスケジュール・進捗を確認する場と考えれば良いか。

また、タイムラインの作成についても、協議会の支援を受けながら、各市町が作成するものと考えれば良いか。

【事務局】

ハザードマップは各市町で取り組む事項であり、県としてはハザードマップの基礎データとなる洪水浸水想定区域図等を提供することになる。

また、タイムラインは（水位周知河川に指定されている）雲南市の4河川の資料を提示しているが、実洪水等を踏まえ適宜見直すことを考えている。協議会でこのような情報を共有し、（水位周知河川の無い）奥出雲町・飯南町においてもタイムラインを考えるきっかけをつくっていききたい。

【飯南町長】

ハザードマップの改良・周知の目標時期を平成33年度末までとしているが、実施に向けてどのようなスケジュールとなるのか。

【事務局】

飯南町では、今後、土砂災害特別警戒区域の調査をすることになるが、これらを含めてハザードマップに載せる必要があるため、調査の進捗にあわせて実施していただくことになる。

【奥出雲町長】

奥出雲町では土砂災害特別警戒区域の調査を来年度までと聞いているが、ハザードマップ改良の作業はその後と考えて良いか。

【事務局】

奥出雲町のハザードマップ改良は土砂災害特別警戒区域の調査後となる。

【奥出雲町長】

今年の台風21号では、町内でも相当に強い雨が降ったことから住民に避難を促したが避難者は居なかった。奥出雲町は斐伊川の源流にあたり本川が氾濫する恐れは少ないと考えるが、三刀屋川（雲南市）では度々ニュース等で氾濫の危険を耳にする。今年の三刀屋川の出水時の状況を参考に教えていただきたい

【雲南県土】

三刀屋川坂山橋観測所は、下流の堰の影響もあって水位が上がりやすい状況。今年の台風18号ではが坂山橋観測所が氾濫危険水位に到達したため、計画規模の浸水想定区域内にある三刀屋川河口部（斐伊川合流）左岸付近の一宮（いちみや）地区に避難勧告等が発令されている。

【雲南市長】

ハザードマップ改良に合わせてレッドゾーンを反映することになるが、住民側からは指定されると住宅の補強等が必要となり困惑しているとの声があると聞いている。この件は、住民に一番近い自治体が対応する必要があるが、定住化やまちづくりの観点からもレッドゾーンのことについては丁寧に説明をしていただく必要がある。レッドゾーンの周知にあ

たって各地域からの不安の声に応える事業や制度が必要と考えるが如何か。

【事務局】

土砂災害特別警戒区域については、調査結果を公表することが法律に明記されているので、調査結果の公表・周知は行っていく必要がある。一方、住民からの不安については、住宅補強に補助制度を設けている。そのような情報も住民周知の際には伝えていきたいと考えている。

【河川課】

住宅補強については、本年9月に従来の制度を拡充して、補助上限額を74万円から170万円としている。

このような制度を県独自に設けているのは島根県を含め一部の県に限られているが、現時点では、島根県の補助制度について利用実績は無いと聞いている。国の補助制度も広島土砂災害以降に創設したと聞いており、レッドゾーン指定に関してこのような制度があることをご承知おき願いたい。

【雲南市長】

住民に不安の声がある中で周知を行うことになるが、このような制度（住宅補強）があることで住民が安心し、指定に納得していただく必要がある。補助制度の充実についてはなお一層の検討をお願いする。